

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土 木 部 長

独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領の
取扱いについて（通知）

独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知。以下「要領」という。）の取扱いを下記のとおり定めますので、通知します。

各部局におかれては、要領の取扱いにあたって、本通知に準じた取扱いをされますようお願いいたします。

なお、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領の取扱いについて（平成23年12月15日付け23高建管第800号土木部長通知）は、廃止します。

記

1 新たな発注案件における誓約書の提出について

(1) 誓約書の提出を求める対象者

平成23年12月15日以降に一般競争入札における入札公告、指名競争入札における指名通知又は随意契約（当初から1者のみと見積合わせを行う場合を除く。）における見積合わせ実施通知を行う建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「委託業務」という。）の落札者及び決定者

(2) 誓約書の提出期限

契約書の案の提出期限とする。

(3) 誓約書の提出に関する明示事項等

ア 明示方法

発注案件毎に、入札公告、閲覧用指名通知書又は見積合わせ実施通知書において、誓約書の提出を求めることを明示する。

イ 明示事項

ウにおいて定める位置に次の記載例のとおり記載する。

(記載例)

この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平

成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知) 第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したのものとして取り扱うものとする。

(※随意契約の場合は、「この入札による落札者」を「この見積合わせによる決定者」と、「落札者が」を「決定者が」とする。)

ウ 明示事項の記載場所

(ア) 入札公告

公告(個別事項)の最終項である「第〇 その他事項」内に記載する。

(イ) 閲覧用指名通知書

最終項である「注意事項」内に記載する。

(ウ) 見積合わせ実施通知書

通知書本文内に記載する。

(4) 提出された誓約書の確認

誓約書は、要領の別記様式によるものに限り、記載内容を任意に変更したものは認めない。

(5) 誓約書が提出されない場合の対応

契約書の案の提出時に誓約書が提出されない場合は、契約を辞退したものとみなし、契約を締結しない。

ア 新たな契約予定者の決定

(ア) 一般競争入札及び指名競争入札において契約を辞退したものとみなした場合

再度入札公告又は指名のやり直しを行う方法のほか、当該入札において誓約書を提出せずに契約を辞退したとみなした者に次いで落札者となるべき者を相手方とした随意契約の見積合わせを行うことができる(地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による。)

なお、この場合の随意契約においては、その随意契約の相手方が契約を辞退した場合は、再度随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。また、契約の保証金及び履行期限を除くほか、当初の入札において定めた条件を変更することができず、決定の上限額は予定価格ではなく当該入札の当初の落札金額となることに注意すること。

(イ) 随意契約において契約を辞退したものとみなした場合

改めて別の手続により受注者を決定する。ただし、契約担当機関と土木部土木政策課がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

イ 誓約書が提出されない場合の確認事項

誓約書を提出しないことのみを理由として契約を辞退したとみなした者については、高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)に基づく指名停止は伴わないが、技術者が配置できない等その他の事項による契約の辞退は同要綱に基づく指名停止を伴うものであることから、誓約書の提出以外の要件を満たす者であるか否かを十分に確認すること。

ウ 誓約書が提出されない場合の報告

誓約書を提出せず契約を辞退したとみなした者が発生した場合は、速やかに土木政策課（契約担当）に報告すること。

2 提出された誓約書等の保管方法

案件毎に正の設計書に一連書類として綴じ込み、保管すること。

【参考】旧通知（平成23年12月15日付け23高建管第800号土木部長通知）との変更点

- ・県の機構改革に伴う所属名称の変更（建設管理課→土木企画課）
- ・「2 入札手続又は契約締結手続が進行中の案件における誓約書の提出について」、「3 契約中の案件における誓約書の提出について」及び「5 その他注意事項（紙入札の場合の留意事項）」を削除（旧通知施行時点で入札・契約手続中のもの及び契約中のものに係る規定のため。）

独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領の取扱いについて 新旧対照表

新	旧
<p>第5 無効の債権譲渡</p> <p>(5) 契約担当機関は、無承諾の債権譲渡による受注者からの債権譲渡通知又は譲受人からの支払請求があった場合には、直ちに<u>土木政策課</u>（契約担当）に報告し、取扱いを協議すること。</p> <p>参 考</p> <p>無承諾の債権譲渡で問題となるのは、譲受人が民法第466条第2項の「善意の第三者」に該当するかどうかである。善意の第三者には、債権譲渡の無効を主張することができない。</p> <p>当該譲受人が善意無過失でないことが明白な場合には、県は譲受人からの請求を拒否することで足る。</p> <p>当該譲受人の善意無過失が判断できない場合は、工事請負代金の支払について受注者、譲受人のいずれに支払うにしても、県は二重支払を迫られる危険性があるため、民法第494条により供託を行う。供託原因は、「弁済者が過失なく債権者を確知することができない」（債権者不確知）である。</p> <p>各契約担当機関の個々の供託の取扱いにあたっては、<u>土木政策課</u>（契約担当）の方から指示を行う。</p>	<p>第5 無効の債権譲渡</p> <p>(5) 契約担当機関は、無承諾の債権譲渡による受注者からの債権譲渡通知又は譲受人からの支払請求があった場合には、直ちに<u>建設管理課</u>（契約担当）に報告し、取扱いを協議すること。</p> <p>参 考</p> <p>無承諾の債権譲渡で問題となるのは、譲受人が民法第466条第2項の「善意の第三者」に該当するかどうかである。善意の第三者には、債権譲渡の無効を主張することができない。</p> <p>当該譲受人が善意無過失でないことが明白な場合には、県は譲受人からの請求を拒否することで足る。</p> <p>当該譲受人の善意無過失が判断できない場合は、工事請負代金の支払について受注者、譲受人のいずれに支払うにしても、県は二重支払を迫られる危険性があるため、民法第494条により供託を行う。供託原因は、「弁済者が過失なく債権者を確知することができない」（債権者不確知）である。</p> <p>各契約担当機関の個々の供託の取扱いにあたっては、<u>建設管理課</u>（契約担当）の方から指示を行う。</p>
<p>第6 権利義務の継承手続の取扱い</p> <p>1 法人成</p> <p>(3) 法人成した場合は、建設業法(昭和24年法律第100号)上個人経営体の廃業届出(同法第12条)、新法人経営体の設立に伴う許可申請(同法第5条)という手続で処理され、新法人経営体に対する許可通知で完結する(処理するのは、<u>土木政策課</u>(建設業振興担当))。</p> <p>第7 その他</p> <p>2 施行時期</p>	<p>第6 権利義務の継承手続の取扱い</p> <p>1 法人成</p> <p>(3) 法人成した場合は、建設業法(昭和24年法律第100号)上個人経営体の廃業届出(同法第12条)、新法人経営体の設立に伴う許可申請(同法第5条)という手続で処理され、新法人経営体に対する許可通知で完結する(処理するのは、<u>建設管理課</u>(建設業担当))。</p> <p>第7 その他</p> <p>2 施行時期</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要領は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p>